

Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 少年受刑者のグループカウンセリングにおける音楽療法-「大切な音楽」の自己語りにおける意味生成と変容-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-01-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本,佳久子, 麻生,武, 浜田,寿美男, 柳澤,有吾, 森岡,正芳 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1282

氏名(本籍)	松本佳久子 (大阪府)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博課第359号
学位授与年月日	平成19年9月28日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間文化研究科
論文題目	少年受刑者のグループカウンセリングにおける音楽療法 －「大切な音楽」の自己語りにおける意味生成と変容－
論文審査委員	(委員長) 教授 麻生 武 教授 浜田 寿美男 准教授 柳澤 有吾 教授 森岡 正芳 (神戸大学発達科学部)

論文内容の要旨

本論文は、非行臨床の独自性をふまえたアプローチのひとつとして、少年刑務所受刑者のグループカウンセリングに音楽療法の一形態として「大切な音楽」についての自己語りを導入し、その臨床的意味について明らかにすることを目的としている。対象とされたのは、少年刑務所に収容されている犯罪傾向の進んでいない少年受刑者（JA級）及び26歳未満の受刑者（YA級）の受刑者である。

第1章「自己語りと集団音楽療法を統合した方法の適用」では、音楽療法が進展してきた経緯ならびに、国内外の先行事例について概観されている。その結果、矯正施設における精神病水準にない一般の受刑者に音楽療法を導入した例は少なく、音楽療法がモデルとして確立されていないことが明らかにされている。本研究では、これらの先行事例から、非行臨床における少年受刑者の持つ課題に即した音楽療法の機能についてとりあげ、それを最大限に活かすことのできる音楽療法のモデルのひとつとして、「大切な音楽」についての自己語りの方法を考案され、その実践プログラムが提示されている。

第2章「累犯窃盗の受刑者グループカウンセリングにおける“大切な音楽”についての自己語り」では、初発非行など犯罪の入り口として多くみられる窃盗事犯を繰り返してきた習性矯正グループに所属する少年刑務所受刑者の中で、著者が音楽療法を導入した受刑者134名に対し、音楽アンケートをもとに「大切な音楽」を聴取していた時期と重要な出来事との関連性に関する調査が行われている。その結果、①音楽を聴いて楽しんできた者が多い。②「大切な音楽」とは中学高校、あるいは就職する時期に出会った恋人・友人など、人とのつながりで聴いた音楽が取り上げられている。③音楽を聴

いていた時期が自己の人生に否定的な評価の時期であった場合には、肯定的な評価の場合よりも、人生の浮き沈みの評価の最低点により近い傾向があることが明らかにされている。また、受刑者A（35歳）の「大切な音楽」を通して語られた自己語りの質的变化や、受刑者B（23歳）の「大切な音楽」への置き換えによって生じた過去の重要な人物の意味の変化などについて詳しく分析されている。

第3章「事例研究：少年受刑者における“大切な音楽”の語りの諸相」では、「大切な音楽」の自己語りについての方法の記述と臨床的独自性を明らかにするために、グループカウンセリングにおける音楽療法の事例を取り上げ、著者が音楽療法士として関与しながら観察し、語りの変化について検討を行っている。「大切な音楽」についての自己語りの諸相をみるために、①「大切な音楽」を通してみられた自己語りの質的变化、②「大切な音楽」についての自己語りにおける過去の重要な人物に対する意味の変化③「大切な音楽」についての自己語りと対話によって生じた関係の変化の、以上3点が事例に即して検討されている。少年C（20歳）と少年D（20歳）の事例から、「大切な音楽」への置き換えによって生じた過去の重要な人物の意味の変化について、少年E（18歳）と少年F（18歳）の事例から、「大切な音楽」についての自己語りと対話から生じる関係の変化について、意味論的視点から詳しく分析され検討されている。

最後に本研究の臨床的研究としての意義として次の3点が主張されている。

第1に、精神病水準にない一般の受刑者、さらには少年法改正後に刑事処分の対象となった少年に対する音楽療法の実践という、わが国でも先行事例のない臨床の場が紹介され、事例研究を通して詳細に記述されている。

第2に、非行・犯罪の質的变化への対応という非行臨床が独自に抱える問題に対応するため、再犯に至るリスクの要因を探る因果論的アプローチよりも、非行臨床における場の文脈（＝コンテキスト）に着目し、グループカウンセリングの語りにおいて文脈にうごきをもたらすことに着眼したアプローチの具体的方法が提示されている。

第3に、言語と非言語両側面からのアプローチによる語り手と聞き手双方の心的変化を明らかにするため、グループにおける自己語りと対話について意味論的視点から検討しようとする本研究の視点は、意味生成と変容という心理作用の源泉に立ち戻りそのメカニズムを探ることにつながり、非行臨床の援助方法のあり方のみならず、心理臨床の場面におけるコミュニケーションの基盤について検討することにつながっている。

以上の点から、著者は本研究によって、非行臨床の独自性をふまえた矯正教育のアプローチとして音楽療法を適用し、矯正教育における援助方法の1つのあり方として活用することの妥当性を検討することができたと締めくくっている。

論文審査の結果の要旨

100年ぶりに監獄法が改正され平成18年5月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」として執行されるようになってきている。受刑者の人権を保護しつつ、受刑者の更正意欲を高め、社会に適応す意欲を育てて行こうという趣旨である。従来からも、少年院や保護観察所などの矯正施設では、非行や犯罪への反省に留まらず、豊かな共感性や自己を反省的に振り返る力を養成しようと、さまざまな心理療法的手法が取り入れられてきた。しかし、それらは必ずしも成功していない。基本的に悩めるクライアントを対象とする心理療法一般をそのまま適用しても効果がないことが指摘されている。

松本佳久子氏の研究のオリジナリティは、そのような背景を念頭においたときに初めて理解できる。松本氏は、専門の音楽療法者として少年刑務所の受刑者に集団カウンセラーという立場を得たことから、本論で詳しく述べられているような新しい音楽療法のアプローチ方法を考案し、それをここ数年実践してきた。その方法とは、即興演奏など音楽演奏の利点を十分に活用しつつ、最終的に受刑者に「大切な音楽」を尋ね、その音楽を受刑者グループで聴き、その音楽（曲）に関する思いを語ってもらい、それへの感想などを他の受刑者が述べるというセッションである。第二章で紹介されている受刑者A（35歳）は8名のグループで、受刑者B（23歳）は20人のグループで、約3ヶ月間で計6回のセッション（1回90分）を受けている。第3章で紹介されている受刑者C（20歳）D（20歳）は同じ4人のグループで5ヶ月間で計9回のセッション、受刑者E（18歳）と受刑者F（18歳）は同じ4人のグループで5ヶ月間で計10回のセッションを受けている。このような音楽セッションのあり方が、松本氏の独創である。このような音楽を利用した自然な自己語りの場を作り出したこと、そしてそのことが「非行や犯罪への反省に留まらず、豊かな共感性や自己を反省的に振り返る力」を養ったのではないかというのが本論の主張である。

少年刑務所の中における会話を詳しく出すことは、プライバシー保護の上からも倫理上も赦されることではない。そのような状況の中で、松本氏は施設の許可等を得た上で、会話のポイントをうまく取り出し、セッションの「大切な音楽」をめぐる自己が語りや、仲間との対話から、刑務所における自己の変容、成長がどのように可能になったのかみごとに描き出している。4人の審査者全員が、このような具体的なフィールドの記述から、刑務所における受刑者の成長や気づきを描き出した松本氏の仕事を高く評価している。

以下、各章についてコメントする。

第1章「自己語りと集団音楽療法を統合した方法の適用」では、音楽療法が進展してきた経緯ならびに、国内外の先行事例について概観されている。その結果、矯正施設における精神病水準にない

般の受刑者に音楽療法を導入した例は少なく、音楽療法がモデルとして確立されていないことが明らかにされている。本研究では、これらの先行事例から、非行臨床における少年受刑者の持つ課題に即した音楽療法の機能についてとりあげ、それを最大限に活かすことのできる音楽療法のモデルのひとつとして、「大切な音楽」についての自己語りの方を考案され、その実践プログラムが提示されている。レビューは適切になされている。即興演奏のプログラムの巧みさも、松本氏の関わり方の魅力ではあるが、その部分の分析は残念ながらあまりなされていない。本論の焦点は「大切な音楽」をめぐる語り（ナラティブ）に焦点が当てられている。

第2章「累犯窃盗の受刑者グループカウンセリングにおける“大切な音楽”についての自己語り」では、初発非行など犯罪の入り口として多くみられる窃盗事犯を繰り返してきた習性矯正グループに所属する少年刑務所受刑者の中で、著者が音楽療法を導入した受刑者に対し、音楽アンケートをもとに「大切な音楽」を聴取していた時期と重要な出来事との関連性に関する調査が行われている。受刑者A（35歳）の「大切な音楽」を通して語られた自己語りの質的变化が分析され、「人生語り」ではモノロギ的な語りであったのが、「大切な音楽」に関する語りではディアロギ的になったことが対比されている。受刑者B（23歳）の「大切な音楽」への置き換えによって生じた過去の重要な人物の意味の変化などについて詳しく分析されている。即興演奏や、音楽の持つあいまいさや連想性から感情について生き直す可能性が示唆されている。受刑者AやBの自己のあり方や過去への感情が、音楽をめぐる松本氏の関わり方で、揺れ動いていくさまがうまく描かれている。

第3章「事例研究：少年受刑者における“大切な音楽”の語りの諸相」では、少年C（20歳）と少年D（20歳）の事例から、「大切な音楽」への置き換えによって生じた過去の重要な人物の意味の変化について、少年E（18歳）と少年Fの事例から、「大切な音楽」についての自己語りと対話から生じる関係の変化について、意味論的視点から詳しく分析され検討されている。この章の焦点は、「大切な音楽」がその語り手にもつ意味と、他者の「大切な音楽」を聴くことになる聞き手にとっての意味が、対話の中でときには不協和になりつつも新しい意味を生成することが論じられている。また「換喩」に関する議論によって、「大切な音楽」という語りのもつ力を理論的に解き明かそうとする試みも行っている。このような理論的な試みも高く評価できる。

本論文がその意義を明かにした「大切な音楽」という自己語りの集団音楽療法は、今後の非行臨床や受刑者教育においても大きな影響を与えていくことが期待できる。語りのフィールド研究として「換喩」に着目した点も、極めて興味深い。本論文で議論された内容は、「日本芸術療法学会誌」など査読つきジャーナルにも掲載されている。また、「臨床音楽音楽療法研究」に第一著者としての掲載論文が5本ある。学会発表も充分なされている。よって、本論文は、社会生活環境学専攻の学位取得基準を十分に満たしており、奈良女子大学博士（学術）の学位を授与されるに十分な内容を備えているものと判断する。